

中1号「障害休暇」及び「災害時における通勤・勤務の適正な取扱いを求める」 中2号 災害時における通勤及び勤務の取扱いに関する申し入れ 災害時の通勤・勤務の適正な取扱いを求める

今冬期は断続的に大雪に見舞われ、新潟支社管内の在来線全面運休をはじめ公共交通機関の運休等により、出勤の意思があるにも関わらず社員が出勤できない事象が多発しています。

就業規則第77条(有給休暇)には、交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合には「障害休暇」の適用が認められています。

また、上越地方、小国地域に災害救助法が発動されるほどの大雪により、社員が居住する家屋の崩壊の恐れにより雪下ろし等で出勤できないなど、同条に定める「災害時」が適用されるべき事象も発生しています。

どちらの場合も現場管理者は判断できず、出勤できないことから、早期開催を求めて中2号を1月25日に提出しました。

鉄道の安全を守る決意新たに 羽越線脱線事故 献花・慰霊

地本執行部は12月22日、2005年に発生した羽越本線「いなほ」号脱線事故現場の慰霊碑を訪れ献花を行いました。

労働組合として二度と痛ましい事故を起こさないために、職場から安全を創り出していく決意を新たにしました。

変革のスピードを加速させると謳い、制度変更や大きな効率化施策が矢継ぎ早に提案・実施され、システムやルール、作業が変わっていく中で、労働組合として命を守り安全を守る取り組みの重要性はより増しています。

これからも鉄道の安全



確立を最重要課題に据えて、職場から労働組合の枠を超えた安全議論や安全風土づくりに全組合員で取り組んでいきます。

きないと申告した社員が年休の選択を迫られている実態に不満の声が寄せられています。

新潟地本は1月14日、障害休暇及び災害時における通勤・勤務の適正な取扱いを求めて、中1号「障害休暇」及び「災害時」の適用を求める緊急申し入れを提出しました。

しかし提出から10日を経ても団体交渉が開催されないことから、早期開催を求めて中2号を1月25日に提出しました。

また、今冬期において通勤や勤務の取扱いの指し示を巡って職場により対応が異なるなど、多くの疑問が新潟地本に寄せられていることから同日、中3号として、災害時における通勤及び勤務の取扱いに関する申し入れを提出しました。

動できなかった全ての社員に「災害時」を適用すること。

■中2号 申し入れ項目

1. 中1号「障害休暇」及び「災害時」の適用を求める緊急申し入れに対する団体交渉を早期に開催すること。
2. 「障害休暇」及び「災害時」の適用の判断はどこのか明らかにすること。
3. 出勤する意思があるにも関わらず出勤手段がない場合の指示を明確にする。指示を受ける側の教育を徹底すること。
4. 自家用車への「乗り合わせ」での出勤指示は行わないこと。
5. 企画部門を含む全系統の災害に対応する要員確保すること。
6. 保の考え方について明らかにすること。
7. 休日明示の変更及び勤務変更は変更事由等を社員に通知すること。
8. 就業規則88条の2に基づく待機と休養の指示は時刻を明示した上で適正に行うこと。
9. 運休の決定等状況に応じて必要な出面を確保し、それ以外は自宅待機(免除)とすること。3密を回避すること。
10. 育・訓練について徹底するとともに、運輸区別の実態を明らかにすること。
11. デスクコンパイルの取り扱いについては検修手配を基本とする。
12. 雪を抱えて停車した列車に対する「限流値増」の取り扱いについて考え方を明らかにすること。
13. 新潟支社管内では在来線全線での終日運休が継続するなど鉄道輸送に多大な影響を与えました。

雪害で生じた問題の解決を求めて申し入れ 中4号 雪害により発生した問題に関する申し入れ

今冬期に入り、12月14日から17日にかけて山間部を中心として、年末から1月11日にかけては平野部でも記録的な大雪となりました。

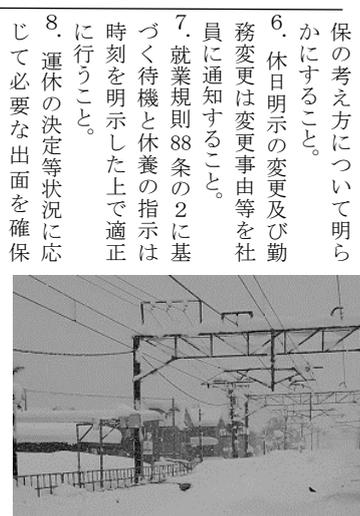
新潟支社管内では在来線全線での終日運休が継続するなど鉄道輸送に多大な影響を与えました。

輸送確保のために企画部門を含め系統や職責を超えた必死の対応を行ってききましたが、職場では対処しきれない数多くの問題が寄せられています。

今冬期もまだ半ばであり、同種問題を発生させないために新潟地本は1月25日、中4号「雪害により発生した諸問題に関する申し入れ」を提出しました。

■中1号 申し入れ項目

1. 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合又は災害発生による交通の遮断により出勤できない全ての社員に「障害休暇」を適用すること。
2. 雪害により災害救助法が発動された区域内に居住する社員で、家屋の崩壊等災害のおそれから出勤できない全ての社員に「災害時」を適用すること。
3. 出勤する意思があるにも関わらず出勤手段がない場合の指示を明確にする。指示を受ける側の教育を徹底すること。
4. 自家用車への「乗り合わせ」での出勤指示は行わないこと。
5. 企画部門を含む全系統の災害に対応する要員確保すること。
6. 育・訓練について徹底するとともに、運輸区別の実態を明らかにすること。
7. デスクコンパイルの取り扱いについては検修手配を基本とする。
8. 雪を抱えて停車した列車に対する「限流値増」の取り扱いについて考え方を明らかにすること。
9. 新潟支社管内では在来線全線での終日運休が継続するなど鉄道輸送に多大な影響を与えました。



■中4号 申し入れ項目

1. 運行計画は前日の正午までに決定し、変更しないこと。また決定に際しては現場の意見を尊重すること。
2. 始発の運行開始前のホーム除雪を徹底するとともに、列車運行と並行して除雪せざるを得ない場合は進捗状況を確認できる仕組みを構築すること。
3. 架線設備の破損を伴うE129系パンタグラフ破損事象について、因果関係及び対策を明らかにすること。
4. E129系の編成両端に霜切り装置(パンタグラフ等)を搭載すること。
5. デスクコンパイルに関する教育・訓練について徹底するとともに、運輸区別の実態を明らかにすること。
6. デスクコンパイルの取り扱いについては検修手配を基本とする。
7. 雪を抱えて停車した列車に対する「限流値増」の取り扱いについて考え方を明らかにすること。
8. 新潟支社管内では在来線全線での終日運休が継続するなど鉄道輸送に多大な影響を与えました。
9. 運休の決定等状況に応じて必要な出面を確保し、それ以外は自宅待機(免除)とすること。3密を回避すること。
10. 育・訓練について徹底するとともに、運輸区別の実態を明らかにすること。
11. 災害等で長期にわたる工事ができない状況が発生した場合は、工事予算を次年度へ繰越しすること。
12. 各寮・社宅の除雪機械、除雪用具の配備状況を明らかにするとともに、外部能力の活用(除雪業者手配)を含めた除雪に対する考え方を明らかにすること。

地本会計監査を終了

新潟地本は1月18日11時30分より、新潟地本事務所において、2020年度一般会計の会計監査を実施しました。

対象となった会計期間は上半期分の2020年5月1日より10月31日までです。

監査の結果、会計規則に準じて処理されており、帳票類もよく整理されているとして、指摘事項は特になしとしました。

今後大切な組合費を厳正に管理・執行していきます。